

## ドットフォン オフィス バリユーパック利用規約

### (本規約の目的)

第1条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「ドットフォン オフィス 4 c h ・ 4 番号バリユーパック」（以下「バリユーパック」といいます。）の利用について定めます。

### (用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 バリユーパック契約	バリユーパックの利用に関する契約
2 契約者	バリユーパック契約を締結している者
3 I P 通信網サービス契約約款	当社の I P 通信網サービス契約約款
4 第2種ドットフォンサービス	I P 通信網サービス契約約款に定めるタイプ1に係る第2種ドットフォンサービス
5 削除	削除
6 削除	削除
7 第2種ドットフォン契約	I P 通信網サービス契約約款に基づき締結された第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
8 削除	削除
9 削除	削除
10 050ダイヤルイン機能	I P 通信網サービス契約約款別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表（料金）第1（利用料金）の2（第2種ドットフォン契約に係るもの）の2-2（料金額）の2-2-3（付加機能使用料）に定める番号情報送出機能
11 転送等機能	I P 通信網サービス契約約款別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表第1の2の2-2の2-2-3に定める転送等機能

### (本規約の範囲)

第3条 本規約は、契約者と当社との間におけるバリユーパックの利用に係る条件について適用します。ただし、本規約に定めのない提供条件については、それぞれ第2種ドットフォン契約によるものとしません。

### (本規約の変更)

第4条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のW e b サイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なくバリューパックを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条の2 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、この規約を公表します。

(契約の単位)

第5条 当社は、1の第2種ドットフォン契約に対して、1のバリューパック契約を締結します。

(契約の申込)

第6条 バリューパック利用契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書(以下「申込書」といいます。)を当社に提出していただきます。

2 本規約の申込みと同時に、050ダイヤルイン機能(番号数は3とします。)及び転送等機能の申込みをしたものとします。

(契約の不承諾)

第7条 当社は、次の各号に該当する場合は、バリューパック契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本規約の契約申込と同時に第2種ドットフォン契約の申込みがされないとき。
- (2) 第2種ドットフォンサービスの提供が技術的に困難と当社が判断したとき。
- (3) 050ダイヤルイン機能又は転送機能の提供が技術的に困難と当社が判断したとき。
- (4) バリューパック契約の申込みをした者が、申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき。
- (5) バリューパック契約の申込みをした者が、過去に本規約の他、当社の提供するサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき。

(契約の成立)

第8条 バリューパック契約は、当社が本規約申込みを承諾することにより成立するものとします。

(契約内容の変更)

第9条 契約者は、第6条の申込みの内容に変更があるときは、当社所定の方法により遅滞なく当社に申し出るものとします。

(権利の譲渡等)

第10条 契約者は、バリューパックの利用上の権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、本契約に係る第2種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。

(料金等の割引)

第11条 当社は、第6条第2項の規定により申込み提供を受ける付加機能に限り、IP通信網サービス契約約款別冊(ドットフォンサービス)の料金表第1表(料金)第1(利用料金)の2(第2種ドットフォン契約に係るもの)の2-2(料金額)の2-2-3(付加機能使用料)の規定にかかわらず、付加機能利用料を適用しません。

2 当社は、第6条第2項の規定により申込み提供を受ける付加機能に限り、I P通信網サービス契約約款別冊(ドットフォンサービス)の料金表第2表(工事に関する費用)の2(工事費の額)の2-2(第2種ドットフォンサービスに関するもの)の2-2-1(タイプ1に係るもの)の規定にかかわらず、交換機等工事費を適用しません。

(最低利用期間)

第12条 バリューパック契約に係る第2種ドットフォンサービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、バリューパックの提供を開始した日から起算して2年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にバリューパック契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、5,000円(不課税)を支払っていただきます。

4 契約者は、最低利用期間内は、本規約の申込みと同時に申込みを行った第2種ドットフォン契約について、I P通信網サービス契約約款別冊(ドットフォンサービス)の料金表第1表第1の2-2-1(定額料)に定める区分の変更の申込みはできません。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、バリューパック契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第14条 契約者が、以下の各号に該当する場合は、バリューパック契約を解除することがあります。

- (1) 第6条第2項の規定により申し込んだ付加機能を解約したとき。
- (2) 本規約の申込みと同時に申込みを行った第2種ドットフォン契約が解除されたとき。
- (3) 契約者が本規約及びI P通信網サービス契約約款の規定に違反したとき。
- (4) その他、当社の業務に著しい支障があるとき。

(違約金)

第15条 契約者は、第12条に定める最低利用期間内にバリューパック契約の解除があった場合、次に定める違約金を、当社からの請求に基づき、当社が定める期日までに一括して支払うこととします。

違約金: 5,000円(不課税)

(バリューパックの終了)

第16条 当社は、契約者に対して6か月以上前に通知し、バリューパックの提供を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者その他いかなるものに対しても、責任を負わないものとします。

2 契約者は、バリューパック契約に係る工事により契約者の通信端末設備について生じた問題等については、自己の責任においてこれを処理、解決するものとします。

(当社への協力)

第17条 契約者は、バリューパック及びバリューパック契約に係る第2種ドットフォンサービスについて、当社及び当社の関連会社又は当社の委託会社からサービスの円滑な維持・運営を目的としてアンケート、ヒアリング等に協力を求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、それに協力するものとします。

附則（平成21年2月27日N I 第802209号）

この規約は、平成21年4月1日から実施します。

附則（平成21年9月17日N O S 第900571号）

この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

附則（平成21年2月27日N O S 第100186号）

この改正規定は、平成23年6月20日から実施します。

附則（平成25年5月30日V V サ第300139号）

この改正規定は、平成25年5月31日から実施します。

附則（令和元年9月24日 V V サ第00546576号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則（令和2年2月14日 V V サ第00603943号）

この改正規定は、令和2年3月2日から実施します。